

令和4年第6回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和4年6月27日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室				
開会時刻	午前 9時51分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
閉会時刻	午前10時53分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之		
議長	会長 町田 弘之				
委員の出席状況					
農業委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席	
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二	出席	
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席	
3	比留間 正道	出席	福島 義博	出席	
4	内野 正子	出席	新井 一三	出席	
5	町田 弘之	出席	岸田 清正	出席	
6	須藤 良春	欠席			
7	川鍋 昭人	出席			
8	小川 佐智恵	出席			
9	長谷川 正博	欠席			
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況		
			氏名	出欠席	
			玉木 亨	出席	
			高橋 浩	出席	
			戸田 勝利	出席	
			岩波 圭介	出席	
議事の日程					
日程第1	議事録署名委員の指名について				
日程第2	議案第13号 農地法第3条の規定による許可について				
日程第3	議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について				
日程第4	議案第15号 農用地利用集積計画の決定について				
日程第5	報告第6号 報告事項について				
日程第6	その他				
議事(担当)		内 容			
開会	議長	<p>農業委員9名中7名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和4年第6回農業委員会総会を開会します。</p>			
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号2番 岡野とし子 委員</p> <p>議席番号3番 比留間正道 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>			
日程第2	議長	<p>議案第13号</p> <p>農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>本案について、事務局より説明をお願いします。</p>			

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、市役所の南西約280メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地となっています。</p> <p>譲受人は、令和3年11月に法人を設立し、現在鶴ヶ島市内に7筆、5,857㎡の農地を借りてニンニクを栽培しています。また、このニンニクの加工場及び新たな事業であるキノコ類の栽培場を、役員が所有する三ツ木の農地を借り入れ建築する計画も進めています。</p> <p>譲受人は、認定農業者となる際、市に営農計画書を提出していますが、その計画書によりますと、現在の圃場面積を5年後には100アールまで拡大するとしており、その計画に基づき新たな圃場を探していました。</p> <p>今回申請する農地は、現在計画を進めている加工場から1km程と近く、収穫後の作業も容易に行えるため、是非とも取得し農業経営規模の拡大を図りたいと考えているとのことです。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に確認した内容を報告します。</p> <p>申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>譲受人は農業経営に意欲的であり、これから後継者を育てていきたいとのことでした。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	本件については、譲渡人と連絡が取りづらいということから、事務局で対応していただくことになりましたのでよろしくをお願いします。
議長	事務局より、説明をお願いします。
事務局	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>鶴ヶ島市内で所有する農地は、ここだけのことです。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	譲受人は、農地を所有することなく借地だけで営農しています。こうした方が農地を所有できるのですか。
事務局	譲受人は、経営面積的に農地を購入できる要件を満たしています。また、市の認定農業者に認定されていますので、人的にも問題がないと考えています。
議長	ほかに質問、意見等がありますか。
委員	前回の総会で審議されましたが、譲受人は、ニンニクの加工などを行うためのパイプハウスの建設を他の場所で行っています。今回の申請地では、何を行うのですか。

	事務局	パイプハウスなどの農業用施設を建設することは無く、ニンニクを栽培する計画となっています。
	委員	申請地には、砂利が混入しているのではないかと考えられます。そうした状況を承知のうえで耕作するのでしょうか。
	事務局	譲受人に確認したところ、申請地の現況については把握しており、手をかけなければならないことについては、承知しているとのことでした。
	議長	ほかに質問、意見等がありますか。 特に無いようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。本件について、「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)
	議長	起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。
日程第3	議長	議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、東武越生線西大家駅の南西約300メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地については、令和4年4月28日に除外されています。 申出人は、現在、さいたま市西区の賃貸住宅に夫婦と今年2歳になる長女の3人で暮らしていますが、子供を育てることは思っていた以上に大変で、妻の父に協力を求めたいと考えたそうです。 妻の父は母と死別し現在一人暮らしをしていますが、先般病に倒れ体調面も心配になり、今後父を支えていくことも考え、妻の実家に近い本申出地に居住する計画をたてたそうです。 本申出地は、周辺の農地への影響が少なく実家からも大変近い土地であり、お互いの家に気軽に行き来できることから、子育てや介護に最適な土地であると考えているとのこと。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 申請内容に間違いがないことを確認しました。

議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	権利の種類はどうなっていますか。
事務局	使用貸借権の設定となっています。
議長	ほかに質問、意見等がありますか。 特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。
	(起立全員)
議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。 次に2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、第二はちの単保育園の南東約220メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地については、令和4年4月28日に除外されています。 申出人は、現在、市内の賃貸住宅に夫と昨年誕生した長男の3人で暮らしています。 現在の住まいは、子供が生まれたことで手狭となったうえ、エレベーターのない5階に住んでいることから子育てに不便を感じています。また、産休後は仕事への復帰を計画しているため、子供の面倒を見てくれる人が必要となりました。 両親に相談したところ、両親が子育てを援助してくれることとなり、実家近くの太田ヶ谷近辺で土地を探しましたが、思うような物件が見つからなかったとのこと。 そこで、父親に相談したところ、父所有の土地に住んでもよいと言われ、子供の養育面だけでなく、将来年老いた両親の介護等、家族と助け合いながら生活していくことも考慮し、本申請に至ったとのこと。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 植栽されている栗の木については、古木のため伐採を考えているとのこと。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、さかえ保育園に隣接する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、令和4年4月28日に除外されています。</p> <p>申出人は、藤金地内にさかえ保育園とかもめ保育園を運営していますが、令和4年4月から、かもめ保育園に隣接して子育て支援センターを開設したことに伴い、職員用5台、保護者用10台の合計15台分の駐車場を新たに設置するものです。</p> <p>また、二つの保育園で供用している駐車場は、出入口が1か所しかなく、朝夕は保護者の送迎車両が混在し、これまでも接触事故が度々発生しています。このため、子育て支援センター駐車場の整備に合わせて、園児の安全を確保するため、保育園駐車場の入口と出口を分けて一方通行にするとともに、保護者用駐車場を3台分増やそうとするものです。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>鶴ヶ島市内には、他に約1700坪の農地を所有しているとのことですが、保育園経営が忙しくなかなか耕作ができないとのことでした。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に4番について、事務局より説明をお願いします。</p>

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>農業委員</p> <p>議長</p> <p>推進委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案書をもとに、説明します。 申請地は、藤小学校の南西約250メートルに位置する第2種農地で、当初から農用地の指定はされていません。 譲受人は、平成24年に家具の設計・製造を主たる業として起業し、平成25年に法人となり、同年11月には本申請地の隣の土地（1,612㎡）と既存の建物を購入し、工場として使用してきました。 起業以来業績は順調に伸び、当初2名であった従業員も今では10名にまで増え、ここで業務拡張のため新棟の建築を計画しました。 用地は、現在従業員が使用している敷地内の駐車場を使用することになったため、新たに従業員等の駐車場を確保する必要が生じました。 近隣の駐車場を探しましたが空きがなく困っていたところ、隣接する農地の所有者から、許可が出るのであれば譲っても良いとのお話をいただいたとのことです。 本申請地であれば社員の通勤に負担もないことから、最適な用地と考えているとのことです。</p> <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>譲渡人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第4</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。</p> <p>議案書等をもとに説明します。 申請地は町屋地区にあり、第2種農地で農業振興地域内の農用地となっています。面積は、4,222㎡となります。 申請地は、平成30年4月1日から令和4年6月30日までの4年3か月間、農地利用集積円滑化事業により、借受人とJAいるま野との間で利用権が設定されています。</p>

ここで同事業による利用権の設定期間が終了しますが、関係法令の改正によりJAを介した利用権の設定ができなくなったため、貸付人をJAいるま野から土地所有者へ変更したうえで、新たに利用権を設定し、申請地を継続して貸借しようとするものです。

期間は、令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間となっています。

議長 次に、貸付人と借受人に確認した内容につきまして、引き続き事務局より説明をお願いします。

事務局 本件につきましては、申請後に貸付人が死亡されたことから、確定した相続人が新たな貸付人となり、利用権の設定を行うこととなったものです。
借受人も、その旨同意されています。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 法定相続人は一人ですか。

事務局 一人となっています。

議長 ほかに質問、意見等がありますか。
特に無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。
本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。
次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書等をもとに説明します。
申請地は三ツ木地区にあり、第1種農地で農業振興地域内の農用地です。面積は、1,662㎡となります。
借受人は、現在13,234㎡の農地を借り入れ、露地野菜全般、ハウストマトなどを栽培しており、申請地ではサツマイモを作付けする計画となっています。
期間は、令和4年7月1日から令和6年12月31日までの2年6か月間となっています。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 借受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員	<p>貸付人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。 借受人については、信頼できる若い農業者と考えているとのことでした。</p> <p>貸付人は、ほかに1haほどの農地を所有しており、一部を耕作し残りは維持管理していきたいとのことでした。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「可」とすることに決定しました。 次に3番から6番については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに説明します。</p> <p>申請地は太田ヶ谷地区にあり、第1種農地と第3種農地で、5番は当初から農用地の指定はされていませんが、他の4筆は農業振興地域内の農用地となっています。面積は、合計で5,435㎡となります。</p> <p>申請地は、平成30年4月1日から令和4年6月30日までの4年3か月間、農地利用集積円滑化事業により、借受人とJAいるま野との間で利用権が設定されています。</p> <p>ここで同事業による利用権の設定期間が終了しますが、関係法令の改正によりJAを介した利用権の設定ができなくなったため、貸付人をJAいるま野から土地所有者へ変更したうえで、新たに利用権を設定し、申請地を継続して貸借しようとするものです。</p> <p>期間は、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間となっています。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>借受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>各貸付人に、確認した内容を報告します。 いずれの貸付人も、引き続き借りていただきたいとのことでした。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
議長	<p>特段無いようですので質疑を終了し、3番から6番について、順次採決を行います。</p>

		<p>はじめに3番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。 次に4番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。 次に5番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。 次に6番について、「可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p> <p>議長 起立全員のため、「可」とすることに決定しました。</p>												
日程第5	議長	報告第6号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。												
	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和4年第5回総会における審議案件 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">2 件</td></tr> <tr><td>・農地法第4条の転用届出専決処分</td><td style="text-align: right;">2 件</td></tr> <tr><td>・農地法第5条の転用届出専決処分</td><td style="text-align: right;">3 件</td></tr> <tr><td>・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出</td><td style="text-align: right;">なし</td></tr> <tr><td>・農地改良等に係る届出</td><td style="text-align: right;">なし</td></tr> <tr><td>・諸証明の発行</td><td style="text-align: right;">なし</td></tr> </table>		2 件	・農地法第4条の転用届出専決処分	2 件	・農地法第5条の転用届出専決処分	3 件	・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出	なし	・農地改良等に係る届出	なし	・諸証明の発行	なし
	2 件													
・農地法第4条の転用届出専決処分	2 件													
・農地法第5条の転用届出専決処分	3 件													
・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出	なし													
・農地改良等に係る届出	なし													
・諸証明の発行	なし													
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>												
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>												
	議長	起立全員のため、「承認」することに決定しました。												

<p>日程第 6</p>	<p>議長 事務局 議長 事務局</p>	<p>その他について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(1) 第 5 回総会時 審議時の質問に対し回答 質問内容 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価 V 違反転用への適切な対応 違反転用の件数と筆数について</p> <p>回答 件数は、14 件 筆数は、37 筆</p> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 特段無いようですので、その他説明事項等があります か。</p> <p>特にありません。</p>
<p>議事録の 署名</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名 を求める。 議長及び議事録署名委員（2 名）の 3 名が署名する。</p>
<p>閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上をもって、令和 4 年第 6 回農業委員会総会を閉会し ます。</p>